

# 教 育 委 員 会 会 議 録

| 令 和 8 年 5 月 定 例 教 育 委 員 会 |                                                                                                                         |                                                                                                                  |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 会 日                     | 令和8年5月26日（火）                                                                                                            |                                                                                                                  |
| 開 会 時 間                   | 午後2時30分～午後3時3分                                                                                                          |                                                                                                                  |
| 開 会 場 所                   | 佐賀市大財別館4－3会議室                                                                                                           |                                                                                                                  |
| 出 席 者                     | 教<br>育<br>長                                                                                                             | 丹宗教育長                                                                                                            |
|                           | 教<br>育<br>委<br>員                                                                                                        | 堤 委員                      鳥飼委員                      長崎委員<br>山田委員                      楨原委員                       |
|                           | 事<br>務<br>局                                                                                                             | 横田教育部長 岩瀬教育部副部長兼教育総務課長 湊上教育部副理事<br>兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 吉谷スポーツ<br>振興課長 江口教育総務課副課長兼教育政策係長 入部教育総務課副<br>課長兼総務係長 |
| 提 出 議 案                   | 第2号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について<br>第3号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について<br>第4号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について |                                                                                                                  |
| 協 議 事 項                   | な し                                                                                                                     |                                                                                                                  |
| 報 告 事 項                   | な し                                                                                                                     |                                                                                                                  |
| 欠 席 委 員                   | 0 名                                                                                                                     |                                                                                                                  |
| 傍 聴 者 数                   | 0 名                                                                                                                     |                                                                                                                  |
| 報 道 関 係 者                 | 0 名                                                                                                                     |                                                                                                                  |
| 会議録作成者                    | 教育総務課副課長      入部      正                                                                                                 |                                                                                                                  |

## 日程1 開会の宣告

(丹宗教育長)

これより佐賀市教育委員会5月定例会を開きます。

大変暑くなってきました。先日のまなざし運動広め隊のパレード、大変お疲れさまでございました。日を浴びて元気をもらったような気がいたします。大体5月の体育大会、運動会も無事終わったみたいですね。熱中症で運ばれる子どもはいなかったということで安堵しているところでもあります。そろそろまた梅雨に入るところで、皆さんどうかお体には十分お気をつけいただきたいと思います。

それでは、委員会に入ります。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立いたしております。

ここで会議の非公開と日程につきましてお諮りします。

本日の議案は、議案書に記載のとおりでございますが、このうち、第2号議案から第4号議案につきましては、佐賀市教育委員会会議規則第13条第2号に規定する非公開事項「教育予算その他議会の議決を経るべき案件についての意見の申出に関する案件」に該当するため、非公開といたします。

したがいまして、非公開とする議案の審議を日程5「その他」の後とし、公開事項を先にご審議いただきたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 日程2 会議録の承認

(丹宗教育長)

それでは、日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告を求めます。

(入部教育総務課副課長兼総務係長)

4月28日の定例教育委員会の会議録は、先日、皆様にお送りしたとおりでございます。よろしく願いいたします。

(丹宗教育長)

報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認いたします。

## 日程3 教育長報告

(丹宗教育長)

次に、日程3、教育長報告をいたします。

ほぼ定例と同じ内容になっておりますので、少し特徴的なものだけ説明を申し上げます。

6番のグレンズフォールズ市教育交流生徒派遣団帰国報告会についてご報告いたします。姉妹都市グレンズフォールズ市へ3月下旬に派遣した中高生訪問団の報告会が開催され、生徒、引率者訪問団全員が派遣で感じたことなどを発表して、それに対して私が総評を述べたところでございます。発表の内容につきまして、特徴的な文言を紹介しますと、ホストファミリーや学校の先生・生徒たちがとてもフレンドリーで温かく接してくれた。自分の意見をはっきりと言うこと、伝えようとする気持ちが大切であることを学んだ。学校はとても自由で、授業では生徒の主体性が重視されており、生徒が自分

で考え学んでいくスタイルだった。それから、訪問先の生徒については、自分の意思で物事を選び、その行動に責任を持つ自立心を感じた。自分自身を認めているからこそ、自分とは違う性格の相手も否定せず、受け入れる器の大きさを感じた等、新鮮な驚きと大きな学びに満ちておりました。訪問した生徒たちが体験してきたものは、佐賀市学校教育ビジョンが目指すものに相通ずるものがあると感じたところであります。教育ビジョンの具現化が急務であると感じました。

それでは次、9番、木村泰子氏講演会でございます。佐賀県教育委員会主催による「これからの学校を考える」講演会が開催されました。初めに大阪市立大空小学校初代校長の木村泰子氏が「子どもの事実から子どもが主語の学校づくりを問い直しませんか〜今、「みんなの学校」が教えてくれること〜」と題して講演されました。その後、パネルディスカッションが行われました。全体を通してのキーワードは「すべての子どもの学習権を保障する」という言葉でありました。印象に残っている言葉といえば、ほかに「先生が主語から子どもが主語の学校づくりを」と、それから、「一律にそろえるということを手放す」とか、そういう言葉が出てまいりました。

続いて、10番、第2回佐賀市立小・中学校の在り方検討委員会でございます。初めに諮問事項、それから、佐賀市学校教育ビジョンについて確認をして、その後、子どもにとって望ましい教育環境について協議をいたしました。学校教育ビジョンの実現に向けて、学びの質、学校生活、教育活動、教職員体制、安心・安全、学校運営など様々な視点から望ましい学校規模について意見が出されたところでございます。

あと、11番、12番につきましては、これは全国都市教育長協議会が高知でございまして、そこに参加をしてまいりました。今回は、私が宣言及び決議の検討委員になっておりましたので、そこで事前にいろいろと検討して、結果的にはあまり変わらないということになりましたけれども、今お手元に別添でつけておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。決議につきましては、もっといろんなことを盛り込みたいという意見もありました。私もここにネット依存について1つ項目を起こしたいと考えていましたが、紙面の都合上なかなか難しかったものですから、文科省への要望事項の中にそれを入れるということで対応したいと考えております。

教育長報告は以上でございます。何かご質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、教育長報告を終わります。

## 日程5 その他

(丹宗教育長)

次は、日程5、その他です。

何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて第2号から第4号議案の審議になります。これらの議題は会議冒頭で承認いただきましたとおり、非公開となりますので、傍聴者は退出をお願いいたします。

〔傍聴者退出〕

## 【非公開】

## 日程4 提出議案

(丹宗教育長)

それでは、まず第2号議案について、説明をお願いします。

(入部教育総務課副課長兼総務係長)

議案書 1 ページをお願いいたします。

第 2 号議案『地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について』です。これは、令和 8 年度 6 月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定によりまして、佐賀市教育委員会の意見を求めるものです。

次の 2 ページをお願いいたします。

補正予算の内容については、担当課から説明をいたします。

(岩瀬教育部副部長兼教育総務課長)

それでは、2 ページの上のほう、教育部分になります。図書館の事業についてご説明をいたします。図書館の大規模改修に係る実施設計について、予算を当初予算で上げておりますが、その財源、補助金の内示が、こちらが想定していたものより低かったため、庁内で全体的に財源の調整がありました。その結果、6 月補正で財源構成を見直すという内容になっております。当初、都市構造再編集中支援事業費補助金を活用して、その裏財源に社会教育施設整備事業債を使うようにしておりました。庁内調整の結果、都市構造再編集中支援事業費補助金を全額落としまして、その分で全て起債の対象とするということで、起債も使える条件がいろいろございますので、起債の種類を公共施設等適正管理推進事業債のほうに組み替えることとしております。

以上でございます。

(吉谷スポーツ振興課長)

続いて、スポーツ振興課分ということで説明いたします。

市長部局（教育関係）の下段の表をご覧ください。スポーツ振興課の歳入の 1 行目、都市構造再編集中支援事業費補助金 5, 916 万 9, 000 円の減額です。これは先ほど説明があったとおり、国の補助金内示が思った以上に少なかったということで、庁内における財源配分を調整いたしまして、佐賀ブルーナーズ連携事業のバスケットコート整備事業とスポーツ交流施設整備支援事業に充当していた国庫補助金をそれぞれ減額しているものです。

2 行目の歳入、スポーツ振興くじ助成金 1, 540 万 2, 000 円の増額につきましては、スポーツ施設維持管理経費でのトレーニング機器の購入、アーバンスポーツパーク整備事業でスケートボード練習場整備費を申請しておりましたが、その助成金の交付決定に伴いまして計上するものです。

3 行目のスポーツ施設整備事業債の減額につきましては、アーバンスポーツパーク整備事業に係るスポーツ振興くじ助成金配分決定に伴う減額分と、佐賀ブルーナーズ連携事業のバスケットコート整備事業の財源組み替えのため減額するものです。

最後に、4 行目の公共施設等適正管理推進事業債の 4, 370 万円の増額につきましては、佐賀ブルーナーズ連携事業のバスケットコート整備事業に係る市債と、国庫補助金の減額に伴う財源の組み替えでございます。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

以上、図書館、それから、スポーツ振興課からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第 2 号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

次に、第 3 号議案『佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場条例の一部を改正する条例』について、説明をお願いします。

(吉谷スポーツ振興課長)

それでは、3ページをご覧ください。

第3号議案『佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場条例の一部を改正する条例』につきまして、佐賀市議会に提出するに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聞く必要があるため、この議案を提出しております。

本件の条例改正案につきましては、4ページから7ページのとおりですけれども、議案等資料を使って説明いたします。

議案等資料の1ページをご覧ください。

まず、改正の理由です。1番の改正の理由にあります。富士しゃくなげ湖水上競技場につきましては、令和4年5月の供用開始から現在まで、カヌー、ローイングなど競技利用優先の施設として市直営で管理運営を行っていますけれども、今後は水上スポーツの振興だけではなく、湖面を活かしたアクティビティで域外から人を呼び込み、中山間地域の振興を図る施設とするため、富士しゃくなげ湖水上競技場条例について指定管理者制度の導入と艇庫使用料の区分の見直しを行うものでございます。

2の改正内容は3点ございます。(1)は民間活力を活かした施設の利用促進やサービス提供、自主事業等を企画実施することで交流人口の拡大を図り、国スポのレガシーである本施設を今まで以上にスポーツ振興と中山間地域のにぎわい拠点とするため、指定管理者に競技場の管理を行わせることができるようにするとともに、指定管理者による管理のために必要な規定を追加するものです。具体的には、第13条で、施設管理を指定管理者に行わせることができる規定、14条では、指定管理者に行わせる業務の範囲に関する規定、15条では、施設使用料を指定管理者の収入にできることのほか、料金の取扱いに関する規定、16条で施設の使用許可、制限、許可の取消し等を指定管理者に行わせるための読替えに関する規定を追加いたします。

(2)は、別表に規定する艇庫使用料について、ボートの定員と使用者区分を定めるものでございます。下段の表のとおり、この使用料につきましては船の保管料のことでございますが、現行はボートの定員を競技艇に合わせて規定しております。これをレジャー用ボートの保管を見据えた乗員数に改めたいと考えております。また、右側にありますとおり、使用者区分につきましては、現行では特段区分を設けておりませんが、変更後にありますとおり、一般、大学生等、高校生以下の者の区分ごとに使用料を設定し、若年層の水上スポーツ参加機会の拡大と競技の振興を図りたいと考えています。

それから、2ページの(3)ですが、艇庫使用に係るボート又はカヌーの大きさ及び重量の制限につきまして、これまでは、艇庫に保管する船をローイング、カヌーの競技艇のみと想定していましたが、競技艇以外のレジャー用ボートを保管できるようにするため、第5条第2項に利用可能なボートの大きさ、重量制限に関する規定を追加するものでございます。

施行日につきましては、(1)の指定管理に関する情報の追加と(2)の艇庫使用料の使用者区分の改正につきましては公布の日からとしまして、この分の新旧対照表は議案書資料の3ページから6ページに示しております。

それから、同じ(2)のうち、ボートの定員の表記、それから、(3)の艇庫を使用できるボート又はカヌーの大きさなどの制限につきましては、現在、施設に常駐職員がおりません。そのため、一般のボートを預かるには管理体制が不十分であること。また、預かりが可能であることを周知する期間が必要なことから、指定管理者制度の導入に併せて、令和9年4月1日施行といたしまして、この新旧対照表は議案資料の7ページから10ページに示しております。

なお、条例施行規則に規定している休館日について、現在、年末年始のみが休みとしておりますけれども、指定管理者の休日確保の観点から、年末年始に加えて、毎週月曜日も休日とする規則改正を条例改正後に予定しております。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。どうぞ、堤委員。

(堤委員)

先ほどのご説明ありがとうございます。ちょっと聞き落としかもしれませんが、本資料4ページの第1条、佐賀市富士しゃくなげ湖云々とあって、その下に第13条、14条、15条と。また次の6ページには第2条とありますが、これは第1条になるのですかね。違う意味ですかね。

(吉谷スポーツ振興課長)

この条例改正は2段階で行うことにしております。最初に、指定管理者制度を導入する。そのために必要なことを、この条例の一部を改正する条例の第1条として提案しております。13条に指定管理者がこの施設の管理ができること、それから、14条では、その指定管理者ができる業務の範囲、15条に利用料金のこと、それから、16条については施設の使用許可などについて、市長ではなく指定管理者ができるということを、規定することに加えて、5ページの別表のボートの欄には、一般、大学生等、高校生以下の区分がなく、全部一律料金にしていたところを、一般、大学生等、高校生以下の者と分けるということを第1段階で公布の日に行います。その次に、指定管理者制度を導入するタイミングでボート、カヌーの定員、それと、大きさや重量についての取決め、これを追加して改正するという二段構えになっております。そういうことで、第1条と第2条ということで改正条例は出しているところです。

(堤委員)

重ねての説明ありがとうございます。そこは分かっているのですが、専門用語で第1条とか第2条と言うのですか。

(吉谷スポーツ振興課長)

条例を改正することについて、第1条ではこう変えますという見せ方をします。

(堤委員)

そうなのですね。ありがとうございます。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。ほかに、ありましたらお願いします。どうぞ、槇原委員。

(槇原委員)

これは、そのボートを保管する費用がこの金額、ボートの持ち主は、この大学生なり一般の方が持っているものを保管するのが幾ら幾らということですかね。

(吉谷スポーツ振興課長)

はい、そのとおりです。この使用料というのは、実際は艇庫で預かる艇の保管料ということになります。

(槇原委員)

昨日、北山中学校へ訪問に行ったときに、中学生から、部活動か何かが行われていると聞いたのですが、中学生用のボートというのがあって、それを保管しているということですかね。

(吉谷スポーツ振興課長)

ボート、カヌーの艇の大きさは同じですけども、使用する人によって使用料を変えています。つまり、若年層については安い料金で利用できることにして競技者を増やしていくと。

(槇原委員)

使用料と保管料はだから、別。

(吉谷スポーツ振興課長)

使用料と保管料は同じ。艇庫の使用料＝艇の保管料とお考えいただければ結構です。

(槇原委員)

誰でも借りることができるボートもあるということですかね。

(吉谷スポーツ振興課長)

今のところ、まだ一般貸出しの船はございません。各団体、例えば、北山東部小のカヌー部の子たちが使っている船を預けられるのであれば、この高校生以下の料金で預けていただくということになります。

(槇原委員)

どんな形で部活をされるかまで聞いていないので分かりませんが、保管で自分の物を保管してもらおうと、その保管のための費用がこれと。

(吉谷スポーツ振興課長)

はい、そういうことです。

(槇原委員)

分かりました。ありがとうございました。

(丹宗教育長)

北山校は艇を持っているのですか。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

地元にジュニアカヌークラブというクラブがありまして、多分そちらの艇を借りられているのではないかと思います。

(丹宗教育長)

そのジュニアカヌークラブが艇を持っている。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

はい、地元の方で。

(丹宗教育長)

地元ですね。それを利用して北山校は練習をしていると。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

はい。

(山田委員)

すみません、いいですか。

(丹宗教育長)

どうぞ、山田委員。

(山田委員)

そもそもここに、使用料のことは書いてあるとお리だと思ひますが、大体何艇あるのでしょうか。船というか、カヌーというか。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

今時点で預かっている数ということですか。

(山田委員)

はい。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

今48艇ほど預かっております。

(山田委員)

ああ、結構たくさん。団体としてはどれぐらいで、その持ち主というか。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

持ち主は、今は1団体ですね。

(山田委員)

1団体が四十幾ら持っているという。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

はい、県のカヌー協会さんが預けられています。

(山田委員)

それを中学生だったりが借りている。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

この艇はカヌー協会の会員さん、もしくは神埼高校のカヌー部が主に使用しています。

(山田委員)

中学生が使っているカヌーは別にあるということですか。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

そうですね。別にあります。

(山田委員)

それが何艇かあるということですか。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

はい。ただ、ジュニアカヌークラブの分は、うちの艇庫ではお預かりはしていません。

(丹宗教育長)

別のところに保管をしていて、活動するときに運んできて使用するという形になってくるのですね。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

はい。

(丹宗教育長)

どうぞ、長崎委員。

(長崎委員)

このカヌー協会が所有しているカヌーに関しては、所有者と使用者が違うのかなと思いますが、カヌー協会の中でも例えば、大学生が使用したり高校生が使用したりというので、そこをまた料金が変わってくるということですか。

(田中スポーツ振興課副課長兼管理係長)

そうですね。そこは協会のほうに、申請の時点で、高校生用が何艇、大学生用が何艇みたいな申請の仕方をしていただいて区分けをしていくという感じです。

(長崎委員)

なるほど、ありがとうございます。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第3号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

次に、第4号議案『財産の取得について』、説明をお願いします。

( browse 教育部副理事兼学校教育課長)

学校教育課でございます。議案書の9ページ、資料の11ページをご覧ください。

それでは、財産の取得についてでございます。佐賀市6月議会に提出予定の議案についてご説明いたします。

こちらは、文部科学省の提唱するGIGAスクール構想に基づき、整備した小中学校児童・生徒1人1台パソコンの更新を行うため、児童・生徒用パソコン1万6,256台を購入するものでございます。契約方法は随意契約です。今回の業者選定に当たっては、佐賀県が実施する共同調達に参加いたしました。これは、佐賀県に調達事務を委任するもので、県が共同調達に参加の4市町分をまとめてプロポーザル方式における審査会を実施しました。そこで決定した最優秀提案事業者と契約を締結するものです。購入価格は8億377万7,920円、購入の相手方は、株式会社学映システムです。

以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。どうぞ、榎原委員。

(榎原委員)

このパソコンの更新は何年に1回ぐらい行われるものですか。

(渚上教育部副理事兼学校教育課長)  
5年です。

(丹宗教育長)  
ほかに。どうぞ、堤委員。

(堤委員)  
この購入価格のうち、佐賀市が負担する額はお幾らでしょうか。

(溝越学校教育課 I C T 利活用教育係長)  
本日予算の執行額では計算しておりませんが、予算上は4, 755万5, 000円が一般財源として佐賀市が負担する金額となっております。実際、購入価格が、もともと補助基準額の5万5, 000円で見積もっていましたが、結果的に1台当たり4万9, 445円となりましたので、この金額よりは減額に、負担は軽減されるというふうになっております。

(堤委員)  
ありがとうございます。資料11ページ右下に事業費の内訳が書いてありますけど、これですか。

(溝越学校教育課 I C T 利活用教育係長)  
はい、それは予算上の財源内訳になっております。

(堤委員)  
はい、ありがとうございます。

(丹宗教育長)  
ほかにございませんか。どうぞ、山田委員。

(山田委員)  
5年ごとに更新をされるということですが、その間に不具合が出た場合は随時対応される。学校のほうで対応されるということでしょうか。

(渚上教育部副理事兼学校教育課長)  
こちらに連絡があって業者に依頼しますので、業者が回収して、そこで修理、修繕をするようになっています。

(山田委員)  
はい、ありがとうございます。

(丹宗教育長)  
市教委のほうで修理をしてということにしています。そうしないと、持ち帰りに不安を覚えられる保護者もいらっしゃいますので、故障した場合には市教委で修理をするということにしています。

(山田委員)  
ありがとうございます。

(丹宗教育長)

ほかございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

パソコンが新しくなるということで、ぜひ教育の現場でさらに活用が広がっていけばと考えているところです。

それでは、これで第4号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

ここで会議の非公開を解きます。

#### 【公 開】

(丹宗教育長)

これで5月の定例教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

終了時間 午後3時3分